

行政処分等	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210511	ヒカリ産業株式会社(法人番号4260001005539) 代表者長田義光	岡山県岡山市東区松新町678-11	築港営業所	岡山県岡山市南区築港元町13-21	文書警告	道路運送車両法(以下「法」)第52条及び貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年3月10日及び同年5月7日、死亡事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)整備管理者の選任(変更)届出違反(法第52条)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
20210517	有限会社内海商運(法人番号2260002014697) 代表者内海英樹	岡山県岡山市中区桑野308番地	本社営業所	岡山県岡山市中区桑野308	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、同条第3項後段、法第17条第1項第1号、同条第4項及び法第18条第1項	令和2年2月13日及び同年7月6日、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更事後届出違反(施行規則第7条第1項第3号)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4号)、(5)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	7	7
20210518	株式会社やまひろ運輸(法人番号7240001024843) 代表者野崎泰司	広島県安芸高田市八千代町上根318	本社営業所	広島県安芸高田市八千代町大字上根318	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年4月20日、健康起因による事故を惹起したことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210528	株式会社TKS(法人番号9260001025012) 代表者城戸貴登	岡山県岡山市南区当新田481番地34	株式会社TKS	岡山県岡山市北区辰巳19-105	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、同条第4項及び法第18条第1項	令和2年1月28日及び同年2月26日、無免許運転(種別外)を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	5	5

20210531	新生倉庫運輸株式会社(法人番号8240001004605) 代表者明宗真	広島県広島市南区西蟹屋3-3-26	岡山営業所	岡山市南区古新田1566	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和2年6月10日及び同年6月11日、死亡事故を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更事前届出違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	8	8
----------	--------------------------------------	-------------------	-------	--------------	-----------------------	--	--	---	---